



DAIWA だより

第23号 発行：2018年11月 株式会社 ダイワ

爽秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄にてご活躍のこととお喜び申し上げます。
また平素より環境事業にご理解とご協力をいただきまことにありがとうございます。

学校環境衛生基準の一部改正・施行について

学校環境衛生基準の一部改正・施行についてご紹介いたします。

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（平成30年文部科学省告示第60号。）が公布され、平成30年4月1日から施行されましたので、改正の概要をご紹介いたします。

改正の概要

1. 教室等の環境に係る学校環境衛生基準関係
 - (1) 温度の基準について
望ましい温度の基準を「17℃以上、28℃以下」に見直したこと。
 - (2) 温度、相対湿度及び気流の検査方法について
最低限必要な測定器の制度を示すよう見直したこと。
 - (3) 浮遊粉じんの検査方法について
検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回から検査について省略することができる規定を設けたこと。
 - (4) 照度の基準について
近年、普通教室においてもコンピュータを利用する授業が行われていることを踏まえ、規定を見直したこと。
2. 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準関係
有機物等の検査項目から「過マンガン酸カリウム消費量」を削除し、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」のみとしたこと。
3. 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準関係
検査項目から、「机、いすの高さ」を削除したこと。
4. 水泳プールに係る学校環境衛生基準関係
総トリハロメタンの検査について、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる規定を設けたこと。
5. 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準関係
1の(1)に準じ、温度の基準を見直したこと。

〈29 文科初第 1817 号から引用〉

今回の改正に伴い学校の設置者におきましては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、学校保健安全法に基づき、必要な措置を講じ努められますようお願い致します。

【環境問題】 ～今、私たちに出来ることを江戸に学ぶ～



“環境問題”は、今や私たちの生活の中でとても身近になっています。例えば、“もえるごみ・もえないごみ”、“びん・缶”の分別や、環境にやさしいエコ商品の購入などです。

リサイクルという言葉も今や私たちの生活に浸透し、環境問題は国や政治だけの課題ではなく、各個人が取り組むべき課題として認識されてきています。

たとえば、ごみのリサイクルについては江戸時代が良く引き合いに出されますが、それもそのはず江戸の町には様々なごみが回収され、蘇らせるリサイクル社会が出来あがっていたのです。

江戸の町は、江戸中から紙クズや金物クズ、生ごみから落ち葉まであらゆる「クズ」が拾い集められ、クズ寄せ場で種類別に分別され、それぞれの専門業者がお金を払って引き取り、再生紙や新しい金物、堆肥になっていました。そのお陰で、江戸の町はごみの落ちていないきれいな町でした。集められた紙クズで作られた再生紙は、「浅草紙」といわれ江戸の名産品でした。

紙を漉き返し、再生紙を作る「紙漉町」が浅草寺に近いところにあったことが名前の由来ですが、もとは、浅草寺近くの農家の副業としてはじめられたものでした。

なお、この「浅草紙」は「冷やかし」という言葉に深い関係があります。紙を漉く職人が、紙クズを水に浸けておくことを「冷やかし」と呼んでいましたが、その間は暇であったので、時間つぶしのために近くにあった江戸の歓楽街の吉原に出掛け、ただ見て歩いていたことから、買う気もないのにただ見てまわったり、値段を聞くことを「冷やかす」というようになり、やがて「からかう」という意味にも使われるようになったようです。昔の再生紙は、紙クズを水の中に入れ、ドロドロにしたものを漉き返していたので、墨が除かれることもなく、ねずみ色をしていました。

今の再生紙は、溶かした紙液の中に洗剤を加え、インクを洗い落とし漂白をしています。

技術の向上で、今の再生紙は色も白く、バージンパルプの紙と変わりありません。

また、時代劇を見ていると長屋に住む浪人侍が傘を貼っている場面をよく目にしますが、竹と紙で出来ていた傘は、当然リサイクルの対象でした。「古骨買い」が買い集めた古い傘を

「古傘問屋」が買い、油紙（油を塗って紙に防水加工したもの）を剥がして、新しい油紙に張り替えて「張替傘」として売っていました。なんと、広い面積のままきれいに剥がせた油紙は、天ぷらなどを包む包装紙として売られていたといえますから、そのリサイクル力は逞しいものがあります。

では、現代人に出来ることはなんでしょう？日常生活において出来ることは、沢山あります。

- ・アイドリングをしない
- ・食べ残しはしない
- ・できるだけ衣服で体温を調節するよう努め、無駄な冷暖房は使わない
- ・レジ袋はできるだけ受け取らない
- ・使い捨てのものはなるべく使わない
- ・マイカー通勤をやめる、もしくは頻度を減らす
- ・物を大切に使う
- ・合成洗剤の使用はやめる、もしくはできるだけ控える
- など

環境保護のためのこうした行為一つ一つはごく小さなことですが、

毎日のみんなの積み重ねが環境保護にとって、とても大きな効果をもたらします。

環境保護のために日々こうしたことを心がけ、美しい地球を取り戻したいものです。

[環境問題] ～アスベスト問題について～



日頃、耳にする事が増えました「アスベスト」ですが、今回はアスベストについての危険、経緯、測定方法、弊社のPRを含め、ご紹介いたします。アスベスト問題とは、石綿（アスベスト）による

塵肺、肺線維症、肺癌、悪性中皮腫などの人体への健康被害問題のことです。

アスベストは、耐熱性、絶縁性、保温性に優れ、断熱材、絶縁材、ブレーキライニング材などに古くから用いられ、「奇跡の鉱物」と重宝されてきた。しかし、高濃度長期間暴露による健康被害リスクが明らかになったことで、アスベスト含有製品の生産や建設作業

（アスベストの吹きつけ）に携わっていた従事作業者の健康被害が問題となり、

「静かな時限爆弾」と呼ばれるようになった。アスベスト製品がほぼ全廃された現在においても、吹きつけアスベスト、アスベストを含む断熱材などが用いられた建設物から、解体時にアスベストが飛散することについても問題とされることがある。

アスベストが肺癌の原因となる可能性があることは1938年にドイツの新聞が公表した。

ドイツはすぐに対応し、アスベスト工場への換気装置の導入、労働者に対する補償を義務づけた。しかし、戦時中の研究は第二次世界大戦後無視されていた。空気中の大量のアスベストが人体に有害であることを指摘した論文はすでに1964年の時点で公開されている。日本では1975年9月に吹きつけアスベストの使用が禁止された。その後、労働安全衛生法において作業環境での濃度基準、大気汚染防止法で特定粉じんとして工場・事業場からの排出基準を定めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、飛散性の石綿の廃棄物を一般の産業廃棄物よりも厳重な管理が必要となる特別管理産業廃棄物に指定し、アスベストによる飛散防止や健康被害の予防を図っている。なお、2004年までには、石綿を1%以上含む製品の出荷が原則禁止され、2005年には、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則が施行された。

アスベストは浮遊粉塵であると同時に繊維物質である。

空気中のアスベスト濃度の調査方法は、空気を一定時間機械で吸い込み、フィルターを通して、フィルターにたまったアスベストの繊維を顕微鏡を使い、人の目で本数を数える。各企業、各自治体では、小学校の屋上、吹きつけアスベストを使った部屋などの空気中のアスベスト検査を検査会社等に委託して、検査している。（当社での対応は可能です。）

残された大きな問題は、古い建造物の中に大量にアスベストが含まれ、将来解体するときアスベスト粉塵を長期間吸う労働者に健康被害が発生する懸念である。アスベストは建造物が解体されるか、崩壊しない限り危険性はないと言われる。通常、アスベストを含んだ建材は粉砕しないと空気中には飛散しないためである。他方、アスベスト吹きつけ工事直後や解体工事時には多量のアスベストが飛散する恐れがあり、一連のアスベスト騒動で心配になったからといって、性急に除去工事を行うことは危険性を助長させる恐れがある。しかし、学校・病院等公共建造物ではアスベストの撤去作業を進めており、解体作業者の安全性を考えると、撤去した方が安全なのか、そのまま撤去しない方が安全なのか議論の分かれるところである。

学校等の解体作業者が20～40年後の将来、中皮腫になる事についての懸念が持たれている。

（解体中のアスベスト濃度測定も当社で対応は可能です。）

《創業 130 周年の箱根登山鉄道》

小田原と箱根を結ぶ箱根登山鉄道が今年で創業 130 周年を迎える事は御存じでしょうか。

その 130 年の歩みを調べたら興味深い歴史があったので少し御紹介いたします。

現在走る箱根登山鉄道、その始まりはなんと馬車鉄道で、1888 年(明治 21 年)に

小田原馬車鉄道として開業し「国府津－小田原－湯本」間を 22 年間運行していたそうです。

当時、東海道本線が国府津から御殿場経由となってしまった為に困り果てた地元市民が有志となって引いた私鉄路線がこの小田原馬車鉄道になったそうです。

そこから馬車鉄道→電気鉄道→路面電車となり現在の箱根登山鉄道となっていったそうです。

そして、その馬車鉄道の廃線跡が今でも残っており、鉄道ファンにもあまり知られていない貴重な観光スポットになっているそうです。当時、箱根の早川を渡るためにあった

前田橋、落合橋は大洪水によって流され現在は橋跡になっているそうですが案内板が設置され、その跡を観ることが出来るそうです。

箱根へ訪れる際は、鉄道にも目を向けてはいかがでしょうか。

旅がまたひとつ楽しくなるかもしれません。



《小田原の「市の魚」メダカ》

夏に小田原市役所を訪れた時に、メダカを持った親子が、エレベーターに同乗してきました。

後で調べたら黒メダカを育ててくれる人を募集して、配布したようです。

そのメダカの事に興味があり調べてみました。

現在、メダカと言えば、オレンジ色のヒメメダカという種類が主流なようです。



昔は沢山の黒メダカを目にすることができたみたいで、いつしかこの黒メダカと呼ばれる在来種は、農薬散布や生活排水による水質汚染などによって激減してしまったそうです。現在神奈川県内では、野生の黒メダカが生息しているのは、小田原市だけのようです。その為か、メダカが小田原の「市の魚」にもなっていました。ちなみに黒メダカは、環境省が 2003 年に発表したレッドデータブックで、絶滅危惧種に指定されているそうです。

また、皆さんも一度は、耳にしたことがある『めだかの学校』という童謡は、童話作家の茶木 滋が、戦時中に家族と疎開していた小田原の田園風景をイメージしてこの童謡を作詞したと言われていたことを私自身初めて知りました。

小田原市柳新田にある「せせらぎのこみち」は、冷たい地下水が流れている水路で、途中には、地元報徳小学校の児童のアイデアから生まれた、めだか公園があるそうです。その入口には、児童が作成した黒メダカの案内板があり、黒メダカについて色々を知ることができそうです。

散歩がてら私も小田原の「市の魚」、メダカをそっとのぞいてこようと思います。

みなさんもいかがでしょうか？

株式会社 ダ イ ワ <DAIWA>

本 社 ●住所：〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 369
TEL：0463 (53) 2222(代) FAX：0463 (53) 2233

千 葉 支 店 ●住所：〒283-0062 千葉県東金市家徳 238-3
TEL：0475 (58) 5221 (代) FAX：0475 (58) 5415

小田原支店 ●住所：〒256-0811 神奈川県小田原市田島 734-14
TEL：0465 (42) 2354 (代) FAX：0465 (42) 1652

URL <http://www.daiwa-eco.com> e-mail info@daiwa-eco.com